

始めてみませんか？『雑がみ』リサイクル！

可燃ごみには、約3割の紙類が入っています。紙類をリサイクルすると、可燃ごみの減量となり、燃えるごみ袋代が節約できます。まずは、身近な『雑がみ』の分別からはじめてみませんか。

『雑がみ』って何？

雑がみとは、リサイクルできる紙のことです。リサイクルすることでもう一度『紙』に生まれ変わり、紙箱やダンボールに利用されます。紙の原料は森林を伐採してつくられているので、自然を守ることもつながります。

リサイクルできる雑がみの例

- ティッシュやお菓子などの空き箱
- ラップやトレットペーパーの芯
- 封筒
- 包装紙
- はがき
- コピー紙
- 紙袋
- チラシ
- カレンダー
- カタログ
- ノート類



紙袋に入れて出す

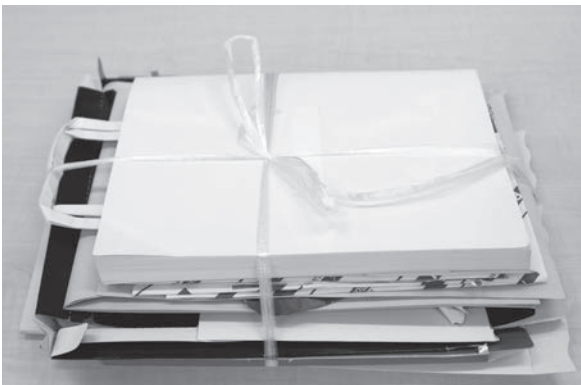
ごみ箱の隣に紙袋を置いておくと気軽に入れることができます。



『雑がみ』の出し方

ひもなどで結んで出す

カタログや潰した紙箱の間に挟んで結ぶと、大きさが違ってもしっかりと出します。



出す時のポイント

- ① 個人情報や切り取るか塗りつぶしをしましょう。
 - ② 次のような紙以外のプラスチックや金属などの異物は取り除いてください。
- ・ ティッシュ箱の取出口や窓枠封筒などのプラスチック部分
 - ・ ラップの金属製の刃
 - ・ 封筒などのシールや粘着テープ
 - ・ プラスチック製の紙袋の取っ手
 - ・ クリップなどの金属

問い合わせ先

役場環境課

☎963-1732(直)



お近くで回収しています！

無料で回収しています。ぜひ活用してください。

対象 雑がみ、新聞紙、雑誌、段ボール

①古紙類等集団回収団体

町内会や子ども会育成会、PTAなどの登録団体が回収しています。地域の分別ステーションで回収している場合もあります。

②町福祉センター

場所 緑ヶ浜4-3-1

搬入日時 休館日を除く午前9時～午後5時

連絡先 ☎963-0921



③公設分別ステーション (福岡衛生工業(株)敷地内)

場所 立花口571-47

搬入日時

○月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

○第1・第3土曜日の午前9時～正午

※祝日・休日・年末年始・お盆の期間を除きます。

連絡先 ☎963-5300

※搬入前に敷地内の事務所で受け付けしてください。



注意

リサイクルできない
ものがあります

特別な理由により雑がみとして出すことができないものの例です。燃えるごみとして出してください。

×紙コップや紙皿

×ビニールコート紙

×油紙

▼防水加工がされているなど、水に溶けにくいため

×感熱紙

▼表面に特殊な薬品が塗られているため

×カーボン紙

▼特殊な紙を使用しているため

×写真

▼リサイクルした紙にインクが残ってしまうため

×臭いがついた紙

▼リサイクルした紙に臭いが残ってしまうため

町では、古紙類等集団回収団体として登録した団体に回収した量に応じて奨励金を交付しています。奨励金制度を利用して団体の運営費として活用しませんか。新しく登録を希望する団体は問い合わせください。

古紙類等集団回収 奨励金制度

交付対象団体 町内会、子ども会、育成会、PTA、老人クラブなどの公共的団体

交付対象品目 古紙(新聞紙・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ)および古布

交付金額 回収量1kgあたり6円

回収業者 町へ登録している業者